

平成23年9月

同行援護従業者養成研修に関するQ&A

注)回答は現時点での考え方を示したものであり、今後変更することもあり得ます。

○指定申請について

質問	関係条文等	回答(現時点での考え方)
要綱第3条第4項に記述しているなお書き中にある『研修内容及び実施については別に定める基準以上のもの』とはどういうものか。	要綱第3条第4項 要領第4の2(6)	本研修の実施にあたっては、本府福祉部障がい福祉室長からの通知文書「同行援護従業者養成研修の実施に係る留意事項について」及び実施要領別紙1、2の「研修内容及び講師要件一覧表」を参考に適正かつ円滑な研修事業の実施に努めてください。
研修の実施にあたっては一般課程の研修を中心に開講を予定していくことを考えているが、指定申請をするにあたり「一般課程」のみの指定申請は可能か。 また、その逆に「応用課程」のみの指定申請はどうか。	要綱第4条第2項	認められません。 指定申請にあたっては、両課程を一体的に申請するものとしています。ただし、研修の実施にあたっては研修事業者の各自のご判断で個々の課程ごとに実施していただいても結構です。
平成23年9月30日時点で大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障がい課程の指定を受けていたが、同行援護従業者養成研修の事業者指定申請にあたって申請の特例措置はあるのか。	要綱第6条 要綱(指定申請の特例)	特例措置を設けています。 通常の場合、開講日の60日までに適正な指定申請書一式を提出していることとしていますが、大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障がい課程の指定事業者が同行援護従業者養成研修の開講を直前に予定しており事業者指定を受けるにあたっては、今般に限り、事務処理期間の短縮を考えています。ただし、上記に該当しない者は通常どおりの扱いとしています。 なお、申請書類の一部を省略する特例措置は設けておりません。

○研修の実施について

質問	関係条文等	回答(現時点での考え方)
同行援護従業者養成研修を移動支援従業者養成研修の各課程と同時期で実施しようした場合、「障がい者の人権」などの同等と思われる科目は共通科目として共有しても構わないか。	要綱第3条第4項	認められません。(共通科目の同時開催の取扱いについては、移動支援従業者養成研修の中での限定の運用としています。) 移動支援従業者養成研修と同行援護従業者養成研修は、それぞれ個別に研修を実施いただきますようお願いいたします。同時期に各種の研修を開催すること自体は問題ありませんが、その際は、別々の日程や時間帯を設定し、講義内容が重複しないよう工夫していただき、受講生に有益で有意義な講義となるようご配慮願います。

<p>科目免除について教えてください。</p>	<p>要領第4の5</p>	<p>「一般課程」の受講免除要件を設けています。 大阪府知事が同行援護従業者養成研修一般課程に相当すると認めた研修【課程】の修了者(証明が必要)は、本人の希望により「一般課程」の受講を免除しますので、「応用課程」から受講していただくことになります。</p>
<p>応用課程のみの研修を実施するにあたり、一般課程の免除を確認する際の注意点はありますか。</p>	<p>要領第4の5</p>	<p>一般課程の免除に必要な各種研修【課程】の修了証明書の原本の確認をお願いします。 また、当該研修【課程】が大阪府知事の認めたものか否かを研修事業者が適正に判断し、その写しの提出を求めてください。(事業者側が原本確認のうえ複写機で写しを撮っていただくことも可)【※判断が困難な場合は本府に事前ご相談ください。】 この写しは、実績報告時の根拠資料として本府に提出していただきます。</p>
<p>他の都道府県知事が指定した養成研修事業者が実施した視覚障がい者ガイドヘルパーの研修や大阪府内の市町村が実施主体として実施した視覚障がい者ガイドヘルパーの研修は、何故大阪府の一般課程の免除対象となる研修ではないのか。 また、都道府県等によってこの取扱いが異なるのはなぜか。</p>	<p>要領第4の5</p>	<p>免除要件にあたる研修【課程】の設定については、同行援護の従業者の資格要件の中に定める『大阪府知事が同行援護従業者養成研修に相当するものとして認める研修』(所管：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課)に準拠しております。 ガイドヘルパー養成研修は、平成18年9月末まで国の法律の枠組みの中で統一基準を持ち実施されてきましたが、移動支援サービスが市町村の実施する地域支援事業に移行したことに伴い、国の基準がなくなり、現在まで各実施主体が独自に研修カリキュラムや受講時間などを自由に設定し運用がなされています。このため、各実施主体により取扱いが異なることとなります。 本府においては、「大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱」や平成19年8月1日障地第1305号「大阪府移動支援従業者養成研修(視覚障がい者移動支援従業者養成研修課程)の実施に係る留意事項について」の通知文書に沿って研修の実施がなされたものを同行援護従業者養成研修に相当すると考えております。</p>
<p>研修を一般課程と応用課程と一体的に実施する場合において、両課程の講義部分のみを先に実施するようなカリキュラムを組んでよいか。</p>	<p>要綱第3条 要領第2の1 要領第2の6 要領第4の2</p>	<p>適切な構成のものであれば特に問題はございません。ただし、応用課程の演習科目については、一般課程の講義及び演習科目終了後に実施していただくことになります。</p>

○講師等について

質問	関係条文等	回答(現時点での考え方)
1人の講師が担当する科目数に制限はあるか。	要領第3の4	現在のところ、要件を満たす者であれば、特に制限は設けておりません。ただし、内容に顕著な偏りが生じないように配慮してください。 なお、今後、講師の登録状況が著しく偏った編成が多くみられる場合には要領を改正することも考えられます。
要領別紙1、2の「研修内容及び講師要件一覧表」のうち、研修内容の中に「※当事者の参加に努めること」とあるが、これは努力目標と考えてよいか。	要領第2の4 要領第3の4 要領別紙1、2	お察しのとおりです。 しかしながら、受講生により良い充実した演習を実際に体験していただくため、極力当事者の参加に努めていただきますようご協力ください。
介護福祉士の教員に講師を依頼しようと考えております。この講師にご担当いただく科目については、講師が教えることができると主張される科目を受け持ってもらってよいか。	要領第2の4 要領第3の4 要領別紙1、2	大学、福祉系学校の教員や市町村職員を講師とする場合は、当該研修で担当する科目に該当する内容を教授又は担当していることを条件としております。 講師の要件の確認は研修事業者としての責務です。依頼する講師の先生が担当科目の講師要件に合致しているか否かを事前に適切にご判断ください。【※判断が困難な場合は本府に事前ご相談ください。】

○その他

質問	関係条文等	回答(現時点での考え方)
介護員養成研修(介護職員基礎研修、訪問介護員2級課程)や移動支援従業者養成研修では携帯用修了証明書の交付の義務づけがないが、どうして同行援護従業者養成研修では必要なのか。	指定要綱第12条 同要綱別記様式 実施要領第10の1	研修の根拠となる法令規則により運用が異なります。同行援護従業者養成研修の詳細については、「居宅介護従業者養成研修等について」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知で定められています。この通知に携帯用修了証明書を交付する旨規定されております。 したがって、この通知が根拠となる研修として、居宅介護従業者養成研修や重度訪問介護従業者養成研修も同じ取扱いとなります。
大阪府知事が同行援護従業者養成研修に相当すると認めた研修を過去に修了した者については「一般課程」の受講が免除され、「応用課程」のみを受講していただくことになるが、修了者への修了証明書の交付については「応用課程」分の修了証明書のみを発行することでよいか。	指定要綱第12条 同要綱別記様式 実施要領第10の1	お察しのとおりです。 修了証明書の原本は紛失されない大切に保管してください。